

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 交 通 局

ページ

- 北九州市交通局職員安全衛生委員会規程及び北九州市交通局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】

2

北九州市交通局管理規程第5号

北九州市交通局職員安全衛生委員会規程及び北九州市交通局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月27日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局職員安全衛生委員会規程及び北九州市交通局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局職員安全衛生委員会規程(昭和52年北九州市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和47年法律第57号)」の次に「第19条第1項の規定」を加え、「北九州市交通局職員安全衛生委員会」を「別表に掲げる事業場ごとに同表に定める安全衛生委員会」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「及び」を「の防止並びに」に改め、「防止」の次に「及び健康の保持増進」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

第3条第1項第2号中「安全衛生に関連する職にあるもの」を「安全管理者、衛生管理者及び産業医」に、「5名」を「各1名」に改め、同項第3号中「5名」を「3名又は4名」に改め、同条第2項中「北九州市交通局労働組合」を「北九州市交通局若松営業所安全衛生委員会にあっては北九州市交通局労働組合及び北九州市バス労働組合、北九州市交通局向田営業所安全衛生委員会にあっては北九州市交通局労働組合、北九州市バス労働組合及び北交現業労働組合」に改める。

第6条第1項中「議長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があったとき」を「毎月開催するものとし」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第1条関係)

事業場	安全衛生委員会の名称
若松営業所(北九州市若松区東小石町3番1号に所在する交通局の営業所をいう。)	北九州市交通局若松営業所安全衛生委員会

向田営業所（北九州市八幡西区三ツ頭二丁目25番1号に所在する交通局の営業所をいう。）	北九州市交通局向田営業所安全衛生委員会
--	---------------------

（北九州市交通局職員安全衛生管理規程の一部改正）

第2条 北九州市交通局職員安全衛生管理規程（昭和52年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「局」を「北九州市交通局若松営業所及び北九州市交通局向田営業所」に改め、「産業医」の次に「を、北九州市交通局総務経営課旅行センター（第5条において「旅行センター」という。）に安全衛生推進者」を加える。

第4条第1項中「交通局次長」を「営業所長」に改め、同条に次の1項を加える。

8 安全衛生推進者は、旅行センター長の職にある者をもって充てる。

第5条に次の1項を加える。

7 安全衛生推進者は、第1項第1号に規定する事項（旅行センターにおけるものに限る。）を行う。

付 則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。